

輝くみえのミライ☆三重県会議設置要綱

(設置目的)

第1 県内経済及び地域の活力をより一層高めることをめざし、各企業・団体等のトップのリーダーシップによる取組を見える化し、ジェンダーギャップ解消・女性活躍推進の機運を醸成し、誰もが活躍できる環境整備を進めることを目的に、取組を推進する組織として「輝くみえのミライ☆三重県会議」(以下「会議」という。)

(組織体制)

第2 会議は、「代表」「会員」「ロールモデル」「支援団体・機関」で構成する。

(1) 代表

経済団体等及び女性経営者各1名ずつの2名による共同代表とする。

(2) 会員

会議の設置目的に賛同し、女性の活躍推進の取組を進める、あるいはそれらの取組を支援する企業、各種法人、団体、大学、自治体、個人のグループ等。

(3) ロールモデル

平成28～30年度に実施した女性活躍アワードにより誕生したロールモデル及びこれに準ずる者。

(4) 支援団体・機関

会議の活動に協力・支援をいただく団体及び機関等。

2 会議の活動に対し、政策・施策面から支援をいただくため顧問を置く。

なお、より広範な立場から意見をいただくため特別顧問を置くことができる。

3 会議の活動にかかる企画及び運営を行うため、会員で構成する企画委員会を置く。

4 県内における女性活躍推進の取組に関して情報共有等を行うため、顧問及び支援団体・機関等で構成する連絡会議を置く。

(活動)

第3 会議は、次の各号を重点とする。

(1) トップ及び男性の意識改革

(2) 働く女性のキャリアの継続やキャリアアップ支援

(3) 誰もが活躍できる職場環境と風土づくり

(4) 効果的な情報発信と好事例の横展開の促進

(入会・退会)

第4 会員として入会しようとするものは、別途定める申込書を事務局に提出するものとする。

なお、会員になることに伴う費用の負担はないものとする。

また、会員として入会することができるものは、次のいずれにも該当せず、かつ、団体及び関係者が信用し得るものであることとする。

(1) 主催者又は関係者が別表1に掲げる場合

(2) 主催者又は関係者に対する相当の訴訟が提起され、又は被害者団体が結成されている場合

(3) 主催者が宗教法人である場合

2 会員は、会社・団体名、住所、その他申込書に記載した事項に変更があったときは、任意の書面により速やかにその内容を事務局に報告するものとする。

3 会員が退会しようとするときは、任意の書面によりその意思を事務局に申し出るものとする。

4 会議への入会・退会は随時することができる。

5 次のいずれかに該当する場合は、会員の登録を取り消すことができるものとする。

(1) 会員から退会の申し出があったとき

(2) 会員の活動が本会議の目的に反すると代表が認めるとき

(3) 法令違反等社会通念上好ましくない行為があったとき

(4) その他、登録を取り消すことが適当であると代表が認めるとき

(事務局)

第5 会議の事務局は、三重県環境生活部内に置く。

(委任)

第6 この要綱に定めるもののほか、会議の活動・運営に関し必要な事項は、代表が協議のうえ別に定める。

附 則

この要綱は平成26年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表 1

- 1 暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係法人等と認められる場合
- 2 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合
- 3 暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係法人等に資金等の供給、資材等の購入、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- 4 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。）
- 5 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合（社会的に非難される場合には、例えば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）
- 6 暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係法人等であると知りながら、これを利用したと認められる場合